令和８年（フ）第５５５号
兵庫県尼崎市西本町８丁目345番地　ケイクリスタルⅡ　201号
債務者　脇丸　幸司
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５８０号
兵庫県尼崎市三反田町２丁目１番１―105号
債務者　井本　有那（旧姓川上）
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９２号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目６番10号　ファミール武庫Ｃ棟　202号
債務者　細井戸和伯
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第５９３号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目６番10号　ファミール武庫Ｃ棟　202号
債務者　細井戸美沙
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和８年（フ）第６２号
兵庫県豊岡市山王町２番36号　松本アパート一号
債務者　後藤　鈴乃
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和８年（フ）第２８０号
徳島県鳴門市撫養町小桑島字前組50番地
債務者　山佐木ゆかり
1　決定年月日時　令和８年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２２４号
千葉県成田市三里塚212番地１　三里塚212貸家Ｂ
債務者　定野　千夏
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２２６号
千葉県八街市八街ほ177番地62　富山荘12号
債務者　宿谷　俊之
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第２５１号
千葉県白井市冨士112番地の６
債務者　三浦　伸平
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

令和８年（フ）第７４３号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷３丁目11番11号　Ｆｌｏｒ　ｄｅ　Ｐｅｒｅ202
債務者　鈴木　千華（旧姓秋葉）
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７８３号
千葉県柏市豊住４丁目４番56号　グリーンピア２―201号
債務者　田中　理佳
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７９８号
千葉県我孫子市寿２丁目20番６号（201号）セピアコートⅡ
債務者　川畑　まい
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８１７号
千葉県野田市山崎1201番地の１　メゾンルミエール205
債務者　松本千惠子
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第８２５号
千葉県松戸市小金原１丁目11番地の１　ドルチェ小金原106号
債務者　鵜飼　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第１５２５号
東京都八王子市東中野81番地メゾン東中野102号
債務者　新井　　隆
1　決定年月日時　令和８年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９６６号
千葉市稲毛区長沼町109番地５　サンクレスト102号
債務者　福本　典祐
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４５８号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目９番10号　グレースコーポキシゲ１　202号
債務者　花川佐知子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係